

公益財団法人公益法人協会 第35回(臨時)評議員会議事録

- 1 開催された日時 2023(令和5)年3月9日(木) 14時～15時58分
- 2 開催された場所 「仏教伝道センター」8階「和」
- 3 評議員総数及び定足数
総数 25名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 21名
(会場出席) 秋山孝二、尾崎勝吉、紙野憲三、小西恵一郎、島田京子、高橋陽子、谷井 浩
(14時08分、第1号議案説明時に着席)、角田正樹、吉井實行
(オンライン出席) 伊藤道雄(14時02分・第1号議案説明時に入室、15時05分・報告事項①
説明時に退室)、大貫正男(14時05分・第1号議案説明時に入室)、樺山紘一、
川嶋 真、木戸 寛、茶野順子、徳川義崇(15時00分・報告事項①説明時に
退室)、永沢裕美子、中野佳代子、西田浩子、野村 萬、山本晃宏
(欠席) 相原康伸、稲垣裕志、上保紀夫、中嶋康博
(監事出席) 谷村 啓(会場出席)、中田ちず子(オンライン出席)
(理事出席) 雨宮孝子理事長、鈴木勝治副理事長、長沼良行理事 (以上、会場出席)、太田達男、
渡邊 肇(以上、オンライン出席)
(議案説明及び報告) 雨宮理事長、鈴木副理事長、長沼理事・総務部長
- 5 議 題
決議及び承認事項
第1号議案「議事録署名人の選出」の件(決議事項)
第2号議案「2023年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件(承認事項)
報告事項
① 第72回理事会のその他決議・承認事項
② 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の状況
③ 「新年特別報告会」開催(1/26・30)とアンケート集計結果
④ 「私立学校法改正案」の閣議決定
⑤ 「非営利法人のESG投資に関する研究会」の状況と今後
⑥ 「創立50周年記念事業」の進捗状況
⑦ 行政庁による立入検査(2/10)の概要
⑧ 2022年度入退会の状況及び財務の見通し
⑨ その他報告
- 6 会議の概要
(1) 定足数の確認等
冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインでの出席を含めて評議員総数25名中18名が出

席、4名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足していることを確認した(その後、14時08分までに3名が会場着席又はオンライン入室し、出席は合わせて21名となった)。また、オンライン出席者とは事前に適時的確な意見表明ができる環境にあることも確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋陽子評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案「議事録署名人の選出」の件(決議事項)

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、野村 萬、山本晃宏の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案「2023年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件(承認事項)

両宮理事長から事業計画案について説明があった。説明によると、2023年度は、基本方針として①中期経営計画の第2年度として事業計画の果敢で着実な実行、②『新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム』で採択された大会宣言(財務三基準関連の是正、変更手続の簡素化、情報開示の拡大等の政策提言)及び2022年10月の「創立50周年記念シンポジウム」大会声明の実現並びに「公益法人ガバナンス・コード」の普及、③公益法人界における当協会の中間支援組織としての地位の一層の確立のため、会員の意見や要望の一層の傾聴、調査活動の強化と国内外への有効な提言の発信、④IT技術の活用、機関誌や出版物の執筆者として迎え入れた外部の学者や専門家によるサークル(サロン)づくり、会員の維持・拡大のための最大限の努力の注入、⑤政府の働き方改革等の動きへの対応(明るい職場づくり)、以上5点を柱として掲げたい、とのことであった。

次に、事業計画として下記のとおり項目ごとの説明があった。

＜公益目的事業Ⅰ「普及啓発」＞①『運営実務(第4版)』『公益法人・一般法人の理論と実務(当協会創立50周年事業)』『定款・諸規程例(新版)』等の実務書の刊行(準備)、②当協会Webサイト及びメール通信の内容拡充と情報発信、③政府の「新しい資本主義」の実現に資する観点から進められている「公益法人制度の見直し」の動向を注視したシンポジウムの開催企画検討、④海外の中間支援団体(英国NCVO、米国IS)との連携交流の継続と東アジア市民社会フォーラム(日中韓)の開催、⑤マスコミ懇談会等のメディア対策、⑥若い世代への公益法人への理解を深めるためのインターンシップ推進。

＜公益目的事業Ⅱ「支援・能力開発」＞①相談室の利用度・満足度向上、②会場型・Web型併用による各種セミナーの展開及び講師派遣事業の活性化、③実務情報の一層の提供と会員等の交流の場としての『公益法人』誌の充実、④公益法人・一般法人の情報公開・公告代行を担う「共同サイト」の新規利用法人の開拓、⑤「団体保険」の保険内容の充実の検討と加入団体の拡大。

＜公益目的事業Ⅲ「調査研究・提言」＞①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」の開催、年次アンケートの実施、新たな公益信託制度の活用に向けた勉強会の再開検討、外部団体の研究会等への参加、シンクタンクの機能の強化、②調査研究、国内連携

事業とも連携した4専門委員会の継続開催、③「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」大会宣言及び「創立50周年記念シンポジウム」大会声明の実現に向け、政府、政党及び関連団体へのさらなる積極的な働きかけ、2020年策定「公益法人ガバナンス・コード」の普及。

<法人管理>会員管理では、会員アンケートの実施と「オール公法協」による新規会員獲得。

組織運営では、①役員・評議員及び専門委員の適正性、専門性、多様性を考慮した体制整備、②財政基盤強化と一般寄附拡大のためのイメージ戦略や新しいテクノロジー等の活用、③働き方改革への対応、人材育成、④インボイス制度対応等、⑤リース資産の更新等。

続いて、長沼理事より配布資料を元に2022年度の財務状況の説明とともに、2023年度収支予算書等について説明があった。

まず、2022年度の財務状況であるが、経常収益が約2億2,800万円(2022年予算比マイナス650万円)、経常費用が約2億1,800万円(2022年予算比マイナス1,700万円)であり、当期経常増減額は1,000万円程度のプラスとなる見込みである。これは新入会の会員が純増20件であることや、セミナー収益がコロナ前とほぼ同程度まで回復していること、また創立50周年記念出版と年史が未刊でありその費用が使われていないこと等によるものと考えられる。詳細に見ると、収益では、Web型セミナーや講師派遣の好調等を受け、特にセミナー事業収益が7,500万円、予算比106%、前年度比較ではプラス1,700万円と大きく寄与している。また、予算計上はしていなかったが内閣府相談会を受託できたことによる収益660万円も貢献している。一方、費用では、予算比で人件費がマイナス450万円であるが、これは予定していた経理補助要員の未採用や正職員1名の退職等が要因として考えられる。ちなみに前年度実績比では150万円ほど増えているが、これは賞与をコロナ禍前の水準に戻したことや、昨年9月に職員の基本給を見直し、給与を上げたことによるものである。物件費では、特に印刷製本費がマイナス1,000万円と大きいですが、これは予定していた新刊本の未刊行の他、50周年事業の記念出版、年史の未刊行により費用支出がなかったことによるものである。昨年度との実績比では、収益がプラス2,250万円、費用がプラス1,500万円でありどちらも増加しているが、コロナ前の2018年度と比較した場合では、収益はマイナス600万円、費用はマイナス1,500万円であり、いずれもコロナ前の水準には戻り切っていないものの、回復傾向にある。

次に、2023年度収支予算であるが、経常収益が約2億3,950万円、経常費用が約2億3,900万円で作案した。コロナ前の2018年度は収益費用とも2億3,400万円ほどであったが、2023年度はコロナ前の水準を目指すということで、費用は増えるが収益増も見込んで計画を立てた。まず経常収益について、受取入会金は新規入会50件を目標として250万円、受取会費は会員数純増30件を見込んで1億700万円とした。また、事業収益は1億2,100万円を見込んでいる。前年度予算比ではプラス1,400万円、実績対比ではプラス1,040万円であるが、これは書籍の新刊、セミナーの回復等の事業収益を見込んだものである。このほか、受取助成金110万円、受取寄附金753万円(このうち653万円は創立50周年記念出版・年史の刊行費用に充当する予定)がある。一方、経常費用では、人件費が2022年度見込みに対しプラス150万円、実績見込比ではプラス630万円としたが、これは経理補助要員や編集補助要員各1名の採用計画によるものである。なお、物件費では2022年度見込みに対しプラス1,460万円としたが、これはセミ

ナーの復調、新刊本の発行、コンピュータシステム関係費（情報公開共同サイトの改修）、インボイス対応等において相応の費用増を見込むためである。

結果、当期経常増減差額でプラス 47 万円とほぼ収支トントン、公益目的事業会計単独で見ればマイナス 530 万円で収支相償上はクリアとなるものと思われる。

なお、2023 年度資金調達及び設備投資の見込みについてはその予定がない旨、説明があった。（小西評議員）出版事業の予算が 2022 年度の決算見通しに対し 400 万円ほど増やして予算計上しているが、本はどれだけ有益な良質なものを作っても、売れなければただ在庫が増えるばかりで無駄である。もっと分かりやすく読みやすい、魅力のある本づくりを目指し、構成やデザイン等もいま一度さらに工夫し、在庫が積み上がらないよう、うまく売り捌けるよう、また、収益が予算どおり 1,500 万円を超えるような努力をさらにしてみる必要があるのではないかと思う。次に、人件費の給与手当・賞与についてであるが、報道されているように経済界においては賃上げの機運が高まっている。インフレが激しい昨今においては、可処分所得が減少しており生活が苦しくなっているが、本財団の職員も同様の状況だろうと思う。これにどう対応していくかということだが、賞与で調整してみる方法もあるのではないかと思う。例えばインフレの時に上げ、デフレの時に下げるといのは、企業もそうであるが、景気の良い時に賞与を上げ景気が悪くなれば賞与を下げるということはよくあり、賞与で調整し、インフレに対応してはどうか。

（長沼理事）先ほどのご説明でも申し上げたが、昨年基本給は見直したばかりなので、基本給を上げるのはなかなか難しい。インフレ賞与という手もあるのではないかというご提案もいただいたが、これはまだ原資の関係もあるので、どのくらいの余裕が出てくるかにもよる。状況を見て代表理事と相談のうえ検討して参りたい。

（小西評議員）インフレ率の上昇が激しいので、賞与の額を上げて職員の生活を助けて欲しい。次に、支出の部にある雑費 193 万円の内訳は何か。

（長沼理事）費用科目に区分できない本来の雑費の他、金額が大きいところではセミナー事業でオンデマンド・セミナーの配信等に係る Web システムを使った外部委託費が毎月 10 万円ほどかかっており、それをこの雑費に計上している。

（小西評議員）月 10 万円であれば年間 120 万円もあるので、例えば物件費のサイト運営費に計上する方が分かりやすいのではないか。仕訳科目があればできるだけそれに計上して、雑費の金額自体を少なくするのが分かりやすいのではないか。

（長沼理事）新しい科目にするかどうかも含めて検討していきたい。

（小西評議員）私はいま公益社団法人日本薬剤師会の正会員であるが、こういう会員制のところはすべてそうだが、会費を払って会員になるメリットは何なのか、ということが通年議論になる。本財団においても、会員と非会員の差別化を図っていく必要があるのではないか。会員の脱会を防ぐためにも。例えばホームページ上で会員専用のマイページを設定したり、会員限定の情報提供、会員限定のセミナーの開催、会員限定のサロンに招待し会員相互の意見交換会の場を提供するなど、会員になった方がメリットになるということを分かりやすく実感できるよう明確にすることにより、退会も防げるし、また未入会団体の入会にも繋がるのではないか。本財団の場合、会員と非会員の差があまりな

いように感じる。これなら非会員でいてその都度スポットでセミナーに参加した方が安いのではないかと、というようなイメージが付いてはいけない。会員の差別化について少し研究されてはどうか。会員の状況を見ると、法人形態別では公益財団法人が一番多いが、今後は一般法人、社団法人にも入会していただけるような努力、方策を検討してはどうか。

(鈴木副理事長) 当然のことながら一般法人の勧誘も行っており、10 数年前の制度改革の折には、今後一般法人が増えるだろうということも配慮し、私どもの『公益法人』誌には「公益法人・一般法人の情報誌」と明示し、また役職員の名刺には「民間公益活動推進センター」と明記し、公益法人・一般法人を問わず入会いただけるということで努めている。ただ問題は、一般法人の場合は設立登記だけでできるので、法人がホームページを作っていない場合はその所在を確認することさえ難しい。そこをどうカバーするかということで、今までは手作業でホームページを探し一般法人にアプローチしていたが、もっと効率の良い方法がないか探っているところである。また、会員の差別化については、当然のことながら考えているところであるが、セミナーや書籍の割引だけで会員になるメリットはあるか、というと必ずしもそうではない。ではプラスアルファの何かを考えるということになると、ご案内のとおり、私どもの会員の会費は税法上寄附に当たる。寄附ということは対価がないという前提であるので、先般も内閣府や所轄税務署の調査があったが、会員に対し特典を与えたらこれは非課税になりませんということである。会員に 10%の割引程度では優遇に当たらないということで税制優遇を取り消すということにはなかったが、その辺りの問題もあるので、抜本的にいいことやるということはやりたいが、金銭面ではない、ソフト面での差別化を図っていきたいとは考えている。

(高橋議長) 私どもの団体もそうだが、公益法人であるのでこういうメリットがありますと言えば即内閣府から言われるので難しいところがあるが、何らかのインセンティブは必要かと思う。年間で 50 件の新規入会を目指すということで、非常に意欲的な数字を出していただいております、ぜひ達成すべくご努力いただきたいと思う。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

○報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

① 第 72 回理事会のその他決議・承認事項(雨宮理事長、長沼理事)

(ア)「『役員賠償責任保険』2023 年度契約締結」の件(長沼理事)

一般法人法改正(2021 年 3 月 1 日施行)により、一般法人及び公益法人は、法人として役員賠償責任保険に加入する際に理事会の決議が必要とされるため理事会決議を受けた。保険名称は役員賠償責任保険、引受保険会社は損害保険ジャパン株式会社。保険の対象者は理事、監事及び評議員であり、保険期間は 2023 年 5 月 1 日から 1 年間。てん補限度額は 1 億円であり、年間保険料は 10 万 5 千円である、とのことであった。

(イ)「2023 年度役員報酬(4～6 月)」の件(雨宮理事長)

2023年度の役員報酬の月額については2022年度(7月以降)と同額としたが、本年6月の定時評議員会にて理事改選が予定されるので、本理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬として承認を受けた、とのことであった。

(ウ)「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」(雨宮理事長)

2022年度の事業報告等及び計算書類等の承認、役員等改選に係る定時評議員会は、6月27日(火)14時よりエッサム神田ホール1号館にて開催することが決議された、とのことであった。

②「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の状況(雨宮理事長)

報告によると、同会議は、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準をはじめ現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正及び運用改善の方向性について検討を行うため、2022年10月4日から12月14日までの間に8回の会議を開催し、議論を重ねてきた(座長：雨宮理事長)。法人からのヒアリングの他、第6回、第7回は自由討議(収支相償原則、ガバナンス関係)、第8回は中間報告のとりまとめを行い、12月26日に後藤経済財政政策担当大臣に中間報告を手交した。今後は第9回が3月30日で会議が設定される予定である。

③「新年特別報告会」開催(1/26・30)とアンケート集計結果(鈴木副理事長)

昨年12月26日に公表された内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」による中間報告を受け、制度見直しの趣旨や制度改正の方向性について説明・報告する「新春特別報告会」を開催した(協賛・野村證券㈱、1月26日、同30日、於アーバンネット大手町ビル)。2日間合計で304名に会場もしくはオンラインで参加・視聴いただいた。その後、参加者アンケートを2月14日～2月22日に実施。その内容については、公益法人協会に有利な誘導質問にならないよう民間法制税制調査会で検討し、説明者も「有識者会議」座長である雨宮理事長ではなく、中間的な立場にある鈴木が担当した。アンケートは113名から回答があり、法人累計では公益財団法人が圧倒的に多かった。また、中間報告を「大いに評価する」「どちらかと言えば評価する」とのコメントが合わせて7割を超えた。自分では相当、否定的事項も説明をしたつもりだが、このような評価を得た理由には、公益法人制度改革後に放ったらかしだったことが本格的に検討されることになったことへの評価が根底にあると思うが、この期待を裏切ることはないよう、制度全体及び個別に重要問題について本格的かつ抜本的な検討を行って欲しいと願っている。

④「私立学校法改正案」の閣議決定(鈴木副理事長)

同法案は2月16日閣議決定の上、本年度の通常国会に提出された。私立学校法の改正については現時点では中央大学・福原教授を座長とする「学校法人制度の具体的施策について」及びそれを受けた「私立学校法改正案骨子」に基づき法案化が図られたが、寄附行為(定款)自治により選択肢を多く認めたものとなっており、多くの利害関係者の調整に配慮している。改正案は全文で164条と倍増し(現行67条)、大幅な改正となっている。

公益法人法制との主な差異としては、理事の選任（解任）は寄附行為で定める選任（解任）機関が行うこと（ただし一定の事由の解任については評議員会に解任請求権あり）、重要な資産の処分及び譲受け、多額の借財等重要事項の決定に係る理事会の権限が増大したこと（ただし予め評議員会の意見を聴取することが必要）、監事の権限が拡大したこと（監事が一定の場合理事会又は評議員会の招集を請求できる）、評議員の選任・解任について理事・理事会が選任する方式も容認される見込みであること、等が挙げられる。また、大臣所轄学校法人等とその他学校法人との間に各種の差異が設けられた（相対的に前者に対する規制が重くなった）ことも特筆すべきである。われわれが中小法人の規制を緩和するよう訴えていることを考えると、かなり興味深い。今後、どのような形で公益法人に影響するのかについては注視する必要がある。

⑤ 「非営利法人のE S G投資に関する研究会」の状況と今後（鈴木副理事長）

2022年度、このE S G投資研究会は第二フェーズとして公益法人向けファンドの組成を検討し、昨年11月、12月にマルチアセットファンドという形で成立した。ただし、公益法人協会は案を作っただけであり、主体は資金を拠出する個々の法人である。今後は少額運用に適した資産運用メニューを検討し、3月には最終報告書をまとめる予定である。

⑥ 「創立50周年記念事業」の進捗状況（長沼理事）

創立50周年記念シンポジウムは昨年10月18日に無事終了し、報告書冊子は3月末完成を目途に編集中である。記念出版『公益法人・一般法人の理論と実務』（仮題）は原稿執筆中。また、公益法人協会50周年史は2023年度上期中の刊行を予定している。このための事業資金は個人16名、法人208団体からの合計1,053万円の寄附によるものである。

⑦ 行政庁による立入検査(2/10)の概要（長沼理事）

公益財団法人に移行後、3回目となる立入検査が2月10日に行われた。通知文では10時～17時の予定だったところ、検査・質疑応答は15時で終了、その後に講評があった。確認事項は予め送付されたとおりであり、口頭説明と担当官による書類の実査があった。全体的に適切に事業運営が行われており、計算書類、印鑑・現金・預金通帳もよく管理され、公正・適切に法人運営されているとの講評であった。

⑧ 2022年度入退会の状況及び財務の見通し（長沼理事）

2022年度末時点の見込みは、今のところ入会42件、退会22件の純増20件である。入会は50件の目標に対し8割の達成状況であり、期末の会員数は1,429件を見込んでいる。入会動機は相談室の利用、セミナーの参加によるものが多く、退会理由は「会員サービスを利用しない」等が挙げられている。入会勧誘だけでなく、退会抑止にも留意し、引き続き会員増強に努めていきたい。

⑨ その他報告

昨年6月に開催した定時評議員会以降の事業実施状況等につき、上記⑧までに報告した項目を除いて別添の配布資料を元に概要報告があり、詳細は後で資料をご覧いただきたいとのことであった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時58分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

2023年3月9日

議 長 高橋 陽子

議事録署名人 野村 萬

議事録署名人 山本 晃宏

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務課長 加藤 利文
総務部主任 松野 亜希子